

KKR 札幌医療センター緩和ケア病棟

入院基準

- ① 悪性腫瘍による主症状の緩和を必要としていること
- ② 患者、家族が病名、病状を理解していること（がんの告知を受けていない場合は、緩和ケア病棟入院のために必要な説明が行われることを家族が了承されていること）
- ③ 緩和ケア病棟では化学療法を含めた積極的治療を行わないことを理解していること（症状緩和のための放射線療法は必要に応じて行います）
- ④ 輸血療法が適応とならないことを理解していること
- ⑤ 患者、家族が緩和ケア病棟への入院を希望していること
- ⑥ 代替療法、民間療法についての基準（下記）を理解していること

対象となる患者

- ① 当院で悪性腫瘍の治療を受けていた患者さんが終末期（予後 6 ヶ月未満）の療養を必要としている場合
- ② 当院で悪性腫瘍の治療中あるいは治療を受けていた患者さんが在宅療養支援を必要としている場合
- ③ 本人あるいは家族が近隣地域（札幌市内）に住んでいる患者さんで、悪性腫瘍と診断されており、終末期（予後 6 ヶ月未満）の療養を必要としている場合

★代替療法、民間療法について

1. 代替療法、民間療法は原則として医療者を介しては行わない
2. 代替療法、民間療法を行う場合は、患者の状態に影響を及ぼすことがあるので治療内容に関する情報を提供いただくこと
3. 当病棟での療養に支障を及ぼすと考えられる場合には、許可できない場合があること

退院基準

- ① 病状が安定し、介護の必要性が高くなった場合には、長期療養型病院や介護施設、在宅療養に移行する

緩和ケア病棟 2005 年 7 月作成
2009 年 9 月改訂
2019 年 4 月改訂
2020 年 1 月改訂
2021 年 10 月改訂